

1 趣旨

- (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法)による「介護保険法」の一部改正により、これまで「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(省令)」で全国一律に定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定するもの。
- (2) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による「介護保険法」の一部改正により、これまで介護保険法の規定により法人に限定されていた指定地域密着型介護予防サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に規定するもの。

2 省令の基準と条例で定める基準の比較

- (1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

定める内容は、省令で示された「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同内容とし、「参酌すべき基準」についても一部を除き同内容とする

	省 令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第3条	第3条	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	参酌
介護 予 防 認 知 症	第4条	第6条	基本方針	参酌
	第5条	第7条	従業者の員数	従う
	第6条	第8条	管理者	従う
	第7条	第9条	設備及び備品等	参酌
	第8条	第10条	従業者の員数	従う
	第9条	第11条	利用定員等	従う・参酌
	第10条	第12条	管理者	従う

対応型 通所介護	第11条	第13条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌	
	第12条	第14条	提供拒否の禁止	従う	
	第13条	第15条	サービス提供困難時の対応	参酌	
	第14条	第16条	受給資格等の確認	参酌	
	第15条	第17条	要支援認定の申請に係る援助	参酌	
	第16条	第18条	心身の状況等の把握	参酌	
	第17条	第19条	介護予防支援事業者等との連携	参酌	
	第18条	第20条	地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助	参酌	
	第19条	第21条	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	参酌	
	第20条	第22条	介護予防サービス計画等の変更の援助	参酌	
	第21条	第23条	サービスの提供の記録	参酌	
	第22条	第24条	利用料等の受領	参酌	
	第23条	第25条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌	
	第24条	第26条	利用者に関する市町村への通知	参酌	
	第25条	第27条	緊急時等の対応	参酌	
	第26条	第28条	管理者の責務	参酌	
	第27条	第29条	運営規程	参酌	
	第28条	第30条	勤務体制の確保等	参酌	
	第29条	第31条	定員の遵守	参酌	
	第30条	第32条	非常災害対策	参酌	
	第31条	第33条	衛生管理等	参酌	
	第32条	第34条	掲示	参酌	
	第33条	第35条	秘密保持等	従う	
	第34条	第36条	広告	参酌	
	第35条	第37条	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	参酌	
	第36条	第38条	苦情処理	参酌	
	第37条	第39条	事故発生時の対応	従う	
	第38条	第40条	会計の区分	参酌	
	第39条	第41条	地域との連携等	参酌	
	第40条	第42条	記録の整備	参酌	
	第41条	第43条	指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	参酌	
	第42条	第44条	指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	参酌	
	介護 予防 小規	第43条	第45条	基本方針	参酌
		第44条	第46条	従業者の員数等	従う
第45条		第47条	管理者	従う	
第46条		第48条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	従う	
第47条		第49条	登録定員及び利用定員	従う	

模 多 機 能 居 宅 介 護	第 48 条	第 50 条	設備及び備品等	従う・参酌
	第 49 条	第 51 条	心身の状況等の把握	参酌
	第 50 条	第 52 条	介護予防サービス事業者等との連携	参酌
	第 51 条	第 53 条	身分を証する書類の携行	参酌
	第 52 条	第 54 条	利用料等の受領	参酌
	第 53 条	第 55 条	身体的拘束等の禁止	従う
	第 54 条	第 56 条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌
	第 55 条	第 57 条	利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	参酌
	第 56 条	第 58 条	緊急時等の対応	参酌
	第 57 条	第 59 条	運営規程	参酌
	第 58 条	第 60 条	定員の遵守	参酌
	第 58 条の 2	第 61 条	非常災害対策	参酌
	第 59 条	第 62 条	協力医療機関等	参酌
	第 60 条	第 63 条	調査への協力等	参酌
	第 61 条	第 64 条	地域との連携等	参酌
	第 62 条	第 65 条	居住機能を担う併設施設等への入居	参酌
	第 63 条	第 66 条	記録の整備	参酌
	第 64 条	第 67 条	準用	参酌
	第 65 条	第 68 条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	参酌
	第 66 条	第 69 条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	参酌
	第 67 条	第 70 条	介護等	従う・参酌
	第 68 条	第 71 条	社会生活上の便宜の提供等	参酌
	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	第 69 条	第 72 条	基本方針
第 70 条		第 73 条	従業者の員数	従う
第 71 条		第 74 条	管理者	従う
第 72 条		第 75 条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	従う
第 73 条		第 76 条	設備に関する基準	従う・標準・参酌
第 74 条		第 77 条	入退居	参酌
第 75 条		第 78 条	サービスの提供の記録	参酌
第 76 条		第 79 条	利用料等の受領	参酌
第 77 条		第 80 条	身体的拘束等の禁止	従う
第 78 条		第 81 条	管理者による管理	参酌
第 79 条		第 82 条	運営規程	参酌
第 80 条		第 83 条	勤務体制の確保等	参酌
第 81 条		第 84 条	定員の遵守	参酌
第 82 条		第 85 条	協力医療機関等	参酌
第 83 条		第 86 条	介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌

	第 84 条	第 87 条	記録の整備	参酌
	第 85 条	第 88 条	準用	参酌
	第 86 条	第 89 条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	参酌
	第 87 条	第 90 条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	参酌
	第 88 条	第 91 条	介護等	従う・参酌
	第 89 条	第 92 条	社会生活上の便宜の提供等	参酌
附 則	第 2 条	第 2 条	経過措置	従う
	第 7 条	第 3 条	経過措置	標準
	第 8 条		経過措置	参酌

* 省令：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準定める内容は，省令で示された「従うべき基準」に準じ，同内容とする。

省 令	条 例	内 容	基準の類型
第 140 条の 27 の 2	第 4 条	法人であること。	従う

* 省令：介護保険法施行規則

3 基準設定の考え方

- (1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定めるに当たり，省令で定められている基準に基づいて，本市における地域密着型介護予防サービス事業所の運営実態を検討した結果，下記のとおり定めた独自基準を除き，省令で定められている基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため，同内容の基準を条例において定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
第 40 条 第 63 条 第 84 条	第 42 条 第 66 条 第 87 条	省令においては，地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を整備し，その完結の日から 2 年間保存しなければならないこととされているが，介護報酬の返還請求の時効は 5 年とされており，その請求の根拠となるサービス提供の記録についても 5 年間の保存が適当であると考えられるため，地域密着型介護予防サービス事業者が利用者に対

		して提供したサービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならないこととする。
--	--	---

- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を条例で定めるに当たり、申請者は法人である必要があると判断したため、条例においても法人格を要することと定めるほか、下記のとおり独自基準を定めるものとする。

※独自基準

省 令	条 例	内 容
	第5条	「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」、「芦屋市暴力団排除条例」等の趣旨を考慮し、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準として、①役員が暴力団員でないこと。②事業者の申請者が暴力団密接関係者でないこと。を加える。

4 規則で定める内容

介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護における食事等の費用（条例第24条第4項及び第54条第4項）

食事の提供に要する費用及び宿泊に要する費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによる。